

(介護保険法・障害者総合支援法・社会福祉法対応)

居宅サービス・居宅介護支援事業者等追加条項等セット賠償責任保険

『ウォームハート』

ウォームハートは、介護保険法・障害者総合支援法・社会福祉法の指定事業者向けの賠償責任保険であり、指定事業者の法律上の賠償責任を包括的に補償します。

受託管理財物の事故

- 利用者宅の介護用ベッドを操作している際に、誤って壊してしまった。
- 義歯を預かって洗浄中に落として欠けさせてしまった。

業務遂行中の事故

- 高齢者をベッドから転落させケガをさせてしまった。
- レンタルのベッドを搬入中、玄関の置物を落として壊してしまった。

施設での事故

- 施設の手すりが増えていたため、利用者が転んでケガをした。
- レンタルショップの商品が通路にはみ出しておりお客さまの衣服を破った。

臨時借用自動車による事故

要介護者の具合が急に悪くなり、やむなく要介護者宅の自家用車で病院に連れて行こうとしたところ、運転を誤って隣家の塀を壊してしまった。

人格権侵害・宣伝障害

作成したケアプランの内容や提供したサービスの内容が誤ってホームページに開示され、利用者のプライバシーを侵害してしまった。

生産物や業務の結果による事故

デイサービスで提供した食事が原因で食中毒が発生した。

経済的損失

依頼されていた要介護認定の申請代行を失念していたため給付が遅れた。



徘徊時の事故

認知症の利用者が目を離した際に徘徊し線路上に立ち入ったために、電車の運行を阻害してしまった。

■ お支払いする保険金の種類は

賠償責任保険は、被保険者（保険の補償を受けられる方）が、偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたために法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。〈注1〉

被害者に支払うべき法律上の損害賠償金

● 身体障害事故

治療費、休業損失、慰謝料 など

● 財物損壊事故

修理費 再調達費 など 〈注2〉

● 人格権侵害に対する慰謝料

● 居宅介護支援に起因する経済的損失

被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用

訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など〈注3〉

訴訟費用に対応

- 証拠書類をとりそろえるための費用
- 事故原因の調査や鑑定書の作成に必要な費用 など

事故発生時の迅速な初期対応

- 事故現場の保存費用
- 担当者の派遣費用
- 信頼回復費用 など

被害者対応費用

- 身体事故の場合に慣習として支出した見舞金・見舞品購入費用
- 財物事故の場合の臨時費用

〈注1〉 お支払いする保険金は、適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。

〈注2〉 ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

〈注3〉 事前に損保ジャパンの承認が必要です。

保険料例

補償内容		保険金額（支払限度額）				自己負担額 （1事故あたり）
			Aコース	Bコース	Cコース	
賠償責任	施設所有管理者、生産物 身体・財物共通（注1）	1事故・期間中	5,000万円	1億円	2億円	5,000円
	受託物 （受託物のうち現金等貴重品）	1事故・期間中	100万円	150万円	200万円	5,000円
		1事故・期間中	10万円	15万円	20万円	
	人格権侵害	1名・1事故・ 期間中	500万円			5,000円 縮小支払割合 90% （注2）
	経済的損失（居宅介護支援等）	1請求・期間中	1,000万円			5,000円
	徘徊時賠償（使用不能損害）	1事故・期間中	施設所有管理者、生産物賠償の保険金額×10%			施設、生産物の 自己負担額と同額
事故対応特別費用		1事故・期間中	1,000万円			なし
被害者対応費用		1名・期間中	1名2万円（死亡の場合は10万円）・ 期間中1,000万円			なし

（注1） 身体・財物共通のてん補限度額の適用について

施設所有管理者特約条項の対象事故は1事故あたり上記保険金額を限度としますが、保険期間を通じての限度額はありません。

（注2） 自己負担額：5,000円を超過する場合、その超過額に90%を乗じて得た金額を限度としてお支払いします。

ウォームハートの保険料は、売上高、業務内容、加入コースによって異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。

加入対象となる事業者

- ①介護保険法における指定事業者
- ②障害者総合支援法における指定事業者
- ③社会福祉法における第一種社会福祉事業者および第二種社会福祉事業者 など

上記の指定事業者が行う訪問看護（訪問看護ステーション）は対象外となります。

補償の対象となる方（被保険者）

上記の「加入対象となる事業者」に加え、以下の方も補償の対象となります。

1. 上記①～③の役員、使用人（常勤・非常勤を問いません。）
2. 上記①～③の協力会員（上記①～③の指示のもとで有償で活動する方にかぎります。）
3. 上記①～③が行うその他の業務のうち、住宅改修を行う事業者の下請負人およびその役員ならびに使用人
4. ホームヘルパー養成研修、福祉用具専門相談員養成研修の受講生（ただし、研修受講に起因して第三者に対し法律上の賠償責任を負担する場合にかぎります。）

被保険者相互間の賠償責任（交差責任）については、補償対象となるケースと補償対象外となるケースがあります。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



※このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり（約款）」「重要事項等説明書」などをご覧ください。
詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆お問い合わせ先

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 鹿児島支店法人支社

〒890-0053 鹿児島県鹿児島市中央町11番地
TEL：099-812-7504 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

【取扱代理店】

鹿児島県医師協同組合

〒890-0053 鹿児島県鹿児島市中央町8-1鹿児島県医師会館1階
TEL：099-254-8126
受付時間：平日の午前9時～午後6時まで

（SJ126-12286 2026/8/20）